

報道関係者 各位

令和4年8月2日

【照会先】

労働基準局安全衛生部

化学物質対策課環境改善室

室長 平川 秀樹

室長補佐 小川 直紀

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5501)

(直通電話) 03(3502)6756

規格不適合な防じんマスクの回収について ～販売者が回収を行っています～

このたび、市販されている呼吸用保護具である防じんマスクの一部製品について、排気弁等が国家検定規定を満たさないことが判明しました。

このため、厚生労働省では販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、直ちに使用を中止するよう広く注意喚起を行うため、ホームページでその事実を公表します（詳細は以下をご参照ください）。

1 問い合わせ先

■販売者 GVS ジャパン株式会社

電話：080-7571-8412（担当：村田）

受付時間等：9～18時

（対応日：月～金ただし、年末年始（12/29～1/4）は休日）>

URL：<https://gvsjapan.co.jp/blog/article.html?page=89>

所在地：東京都新宿区西新宿 7-10-12 KKD ビル 4階

2 回収対象の防じんマスク

製品名：P100/RL3 エリプスインテグラ

検定合格番号：第 TM752 号（マスク表面に印字）

製造年月日：（1）2021年10月、（2）2020年10月（マスク表面に印字）

注文コード：（1）SPR550JFUA（製造番号：21-00715）

（2）SPR549JFUA（製造番号：20-00825）

個数：306個（（1）120個、（2）186個）

販売期間：2021年2月以降

3 健康被害のおそれについて

当該製品は、排気弁の作動気密が保持できていないなど防じんマスクの規格に適合しておらず、これを継続して使用する場合には、粉じんばく露による健康への影響が否定できないとの判断で回収となったものです。当該製品をお持ちの方は、使用を直ちに中止し、回収に応じてください。

【事案の詳細】

防じんマスクなどの呼吸用保護具については、労働安全衛生法令において、事業者が労働者に一定の有害作業を行わせる場合に着用させることを義務づけています。これら呼吸用保護具のうち、防じんマスクについては、所要の規格（国家規格）を満たしている必要があり、かつ、そのことを担保するため、製造者等に対し国の検定（型式検定）を受けることを義務付けています。

厚生労働省では、市場に流通している呼吸用保護具を買い取り、規格で求められる性能を保持しているかどうかの試験（以下「買取試験」という。）を実施しており、今般、買取試験の結果、下記のとおり、型式検定に合格した防じんマスクについて、排気弁の閉鎖状態が保たれていない、排気弁の作業気密試験の基準を満たしていないとの国家規格を満たさない製品があることが判明しました。

厚生労働省では、販売者に対して該当製品の回収の要請を行うとともに、原因究明や再発防止対策などについて指導を行っておりますが、当該マスクは、既に不特定多数の方に販売され、全ての所有者の特定ができていないものもことから、この事実を厚生労働省ホームページに掲載して、当該製品の所有者に対し、製品の使用中止と、回収への協力を呼びかけることとしたものです。

記

1 販売者： GVS ジャパン株式会社（東京都新宿区西新宿 7-10-12 KKD ビル 4 階）

2 該当する防じんマスク

製 品 名：P100/RL3 エリプスインテグラ

検定合格番号：第 TM752 号（マスク表面に印字）

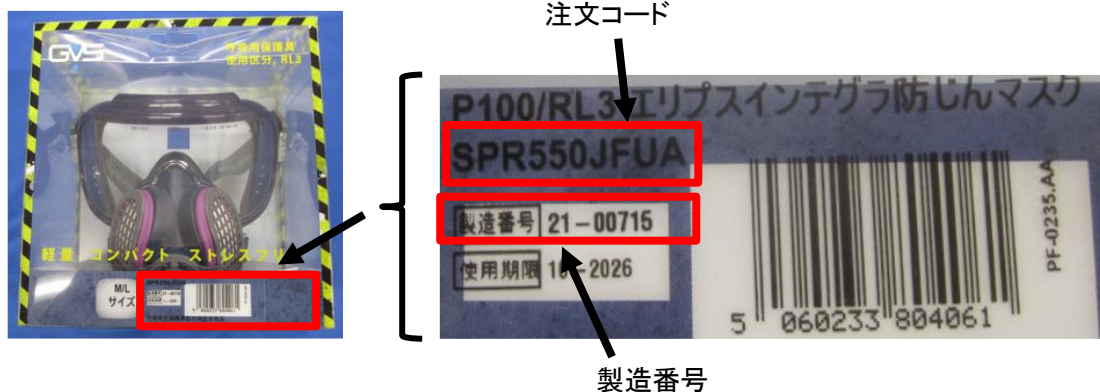
製造年月日：（1）2021 年 10 月、（2）2020 年 10 月（マスク表面に印字）

注文コード：（1）SPR550JFUA（製造番号：21-00715）

（2）SPR549JFUA（製造番号：20-00825）

個 数：306 個（（1）120 個、（2）186 個）

<注文コードと製造番号の表示>



3 規格不適合の内容：

- ①試験を実施した防じんマスクにおいて、排気弁が変形していたため、防じんマスクの規格第5条で規定する「内部と外部の圧力が平衡している場合に、面体の向きにかかわらず、閉鎖状態を保つこと」を満たしていない。
- ②排気弁の作動気密試験において、排気弁の変形により、防じんマスクの規格第6条で規定する「空気を吸引した場合に直ちに内部が減圧すること」を満たさず、かつ、「内部の圧力が常圧に戻るまでの時間が15秒以上であること」を満たしていない。

4 原因：現在調査中

5 回収状況について（令和4年7月29日13時時点）：

306個のうち89個（（1）：72個、（2）：17個）は回収済み（回収率約29%）

6 その他（健康被害のおそれについて）

当該製品は、排気弁の作動気密が保持できていないなど防じんマスクの規格に適合しておらず、これを継続して使用する場合には、粉じんばく露による健康への影響が否定できないとの判断で回収となったものです。当該製品をお持ちの方は、使用を直ちに中止し、回収に応じてください。また、健康被害の相談はGVSジャパン株式会社までお問い合わせください。